

第 14 回理事会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第14回理事会

【議案】

- 第1号議案 各種規程の一部改正について
- 第2号議案 事務局規程の一部改正について
- 第3号議案 就業規程の一部改正について
- 第4号議案 育児休業等に関する規程の廃止について
- 第5号議案 市中銀行からの借入に係る貸越元本極度額の変更
について
- 第6号議案 評議員会の開催について

【議案】

第1号議案 各種規程の一部改正について

理事会の議決が必要な以下の規程について、第12回評議員会第1号議案による定款の一部変更を停止条件として、名称及び条文中にある「愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会」を「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」に改正する。

- 1 理事会運営規程
- 2 資金及び資産の管理運用に関する規程
- 3 会計処理規程
- 4 情報管理規程
- 5 情報公開規程
- 6 個人情報取扱規程
- 7 コンプライアンス規程
- 8 就業規程
- 9 派遣職員等就業規程
- 10 職員の給与に関する規程
- 11 旅費規程
- 12 特定費用準備資金取扱規程

第2号議案 事務局規程の一部改正について

事務局規程の一部を、第12回評議員会第1号議案による定款の一部変更を停止条件として、以下のとおり改正する。

【事務局規程】

改正後	改正前
<p>公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u>事務局規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u>(以下「この法人」という。)定款第45条第4項の規定により、この法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(経営企画課の分掌事務)</p> <p>第3条 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) <省略></p> <p><u>(10) アクセシビリティガイドラインに関すること。</u></p> <p><u>(11) 大会移行計画に関すること。</u></p> <p><u>(12) 障がい者団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(13)～(16)</u> <省略></p>	<p>公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会</u>事務局規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会</u>(以下「この法人」という。)定款第45条第4項の規定により、この法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(経営企画課の分掌事務)</p> <p>第3条 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) <省略></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)～(13)</u> <省略></p>

<p>(国際課の分掌事務)</p> <p>第3条の3 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アジア・オリンピック評議会(OCA)ファミリー、<u>アジアパラリンピック委員会(APC)ファミリー</u>及び要人へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) OCA理事会、<u>APC理事会</u>、調整委員会等の準備及び運営に関すること。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) OCA、<u>APC</u>、日本オリンピック委員会(JOC) <u>及び日本パラリンピック委員会(JPC)</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 各国・地域オリンピック委員会(NOC) <u>及び各国・地域パラリンピック委員会(NPC)</u>へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。</p> <p>(7) NOC <u>及びNPC</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>(8)～(14) <省略></p>	<p>(国際課の分掌事務)</p> <p>第3条の3 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アジア・オリンピック評議会(OCA)ファミリー及び要人へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) OCA理事会、調整委員会等の準備及び運営に関すること。</p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) OCA、日本オリンピック委員会(JOC)との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 各国・地域オリンピック委員会(NOC)へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。</p> <p>(7) NOCとの連絡調整に関すること。</p> <p>(8)～(14) <省略></p>
---	---

第3号議案 就業規程の一部改正について

就業規程の一部を以下のとおり改正する。

【就業規程】

改正後					改正前																								
<p>(年次休暇) 第22条 <u>会長は、職員に対して一年度につき20日の年次休暇を与えるものとする。ただし、年度の中途において新たに職員となった者のその年度の年次休暇の日数は、その者の新たに職員となった月の区分に応じ、次の表に定める日数とする。</u></p>					<p>(年次休暇) 第22条 <u>採用日から6か月間継続勤務し、所定勤務日の8割以上出勤した職員に対しては、10日の年次休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定勤務日の8割以上出勤した職員に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次休暇を与える。</u></p>																								
<table border="1"> <tr> <td>新たに職員となった月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>年次休暇の日数</td> <td>20日</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>15日</td> </tr> </table>					新たに職員となった月	4月	5月	6月	7月	年次休暇の日数	20日	18日	17日	15日	<table border="1"> <tr> <td>勤続期間</td> <td>6か月</td> <td>1年 6か月</td> <td>2年 6か月</td> <td>3年 6か月</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>16日</td> </tr> </table>					勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	付与日数	10日	11日	12日	16日
新たに職員となった月	4月	5月	6月	7月																									
年次休暇の日数	20日	18日	17日	15日																									
勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月																									
付与日数	10日	11日	12日	16日																									
<table border="1"> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>13日</td> <td>12日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> </tr> </table>					8月	9月	10月	11月	12月	13日	12日	10日	8日	7日	<table border="1"> <tr> <td>4年 6か月</td> <td>5年 6か月</td> <td>6年 6か月以上</td> </tr> <tr> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> </table>					4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上	16日	18日	20日				
8月	9月	10月	11月	12月																									
13日	12日	10日	8日	7日																									
4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上																											
16日	18日	20日																											
<table border="1"> <tr> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </table>					1月	2月	3月	5日	3日	2日																			
1月	2月	3月																											
5日	3日	2日																											
2～8 <省略>					2～8 <省略>																								

第4号議案 育児休業等に関する規程の廃止について

法改正に伴う制度変更の内容を反映させた規則を新たに制定し、本規程を廃止する。

第5号議案 市中銀行からの借入に係る貸越元本極度額の変更について

2021年3月30日に開催した第4回理事会において決議のあった「第2号議案 市中銀行からの借入について」（第9回理事会における決議（2022年2月22日）による変更後のもの）について、管理職員給与の一部の財源確保のため、以下のとおり貸越元本極度額を変更する。

（変更前）

貸越元本極度額	金 31,876,000 円
---------	----------------

（変更後）

貸越元本極度額	金 48,000,000 円
---------	----------------

（参考：第4回理事会第2号議案（第9回理事会における決議による変更後）

第2号議案 市中銀行からの借入について

管理職員給与の一部の財源確保のため、下記のとおり市中銀行から借入を行う。

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
貸越元本極度額	金 31,876,000 円
借入予定日	2021年4月10日以降随時
返済予定日	2023年3月31日
返済方法	期限一括返済
借入形式	当座貸越

第6号議案 評議員会の開催について

第12回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

(1) 開催方法

日時：2022年10月7日（金）16時から17時まで

場所：愛知県東大手庁舎

(2) 議 題

第1号議案 定款の一部変更について

定款の一部を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条に規定する変更の認定（2022年7月29日付申請）を受けることを停止条件として、以下のとおり変更する。

変更案	現行定款
<p><u>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u> 定款</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u>と称し、英語では、Aichi-Nagoya Asian Games <u>and Asian Para Games</u> Organizing Committee と表示し、AINAGOC と略称する。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名</p>	<p><u>公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会</u> 定款</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人<u>愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会</u>と称し、英語では、Aichi-Nagoya Asian Games Organizing Committee と表示し、AINAGOC と略称する。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名</p>

<p>古屋) <u>及び愛知・名古屋</u> <u>2026 アジアパラ競技大会</u> (以下「競技大会」とい う。)の準備及び運営に関 する事業を行い、競技大会 を成功させることを目的 とする。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 会長は、法令及びこの定 款で定めるところにより、 この法人を代表し、<u>この法 人の職務を統括</u>する。</p> <p>3 会長代行は、理事会にお いて別に定めるところに より、<u>この法人を代表し、 その職務を執行する</u>。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>古屋) (以下、「競技大会」 という。)の準備及び運営 に関する事業を行い、競技 大会を成功させることを 目的とする。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 会長は、法令及びこの定 款で定めるところにより、 この法人を代表し、<u>その職 務を執行</u>する。</p> <p>3 会長代行は、<u>会長の職務 代理者として、理事会にお いて別に定めるところに よりその職務を代理し、会 長に事故があるとき、又は 欠けたときは、あらかじめ 理事会の定めた順序によ りその職務を行う</u>。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

第2号議案 各種規程の一部改正について

評議員会の議決が必要な以下の規程について、第12回評議員会第1号議案による定款の一部変更を停止条件として、名称及び条文中にある「愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会」を「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」に改正する。

- 1 評議員会運営規程
- 2 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程
- 3 役員等旅費規程

第3号議案 長期借入金に係る貸越元本極度額の変更について
 2021年3月16日に執り行った第3回評議員会において決議のあった「第1号議案 長期借入金について」(第8回評議員会における決議(2022年2月28日)による変更後のもの)について、管理職員給与の一部の財源確保のため、以下のとおり貸越元本極度額を変更する。

(変更前)

貸越元本極度額	金 31,876,000 円
---------	----------------

(変更後)

貸越元本極度額	金 48,000,000 円
---------	----------------

(参考：第3回評議員会第1号議案(第8回評議員会における決議による変更後)

第1号議案 長期借入金について

管理職員給与の一部の財源確保のため、下記のとおり市中銀行から借入を行う。

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
貸越元本極度額	金 31,876,000 円
借入予定日	2021年4月10日以降随時
返済予定日	2023年3月31日
返済方法	期限一括返済
借入形式	当座貸越

第4号議案 評議員の選任について

以下の者を評議員として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
藤原 正樹	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事 (日本パラリンピック委員会 副委員長)

第5号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
吉田 文久	名古屋市スポーツ推進審議会会長

(参考：前任者)

氏名	所属名
中田 有紀	名古屋市スポーツ推進審議会会長

第5号の2議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
河合 純一	公益財団法人日本パラスポーツ協会 理事 (日本パラリンピック委員会 委員長)

第5号の3議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
大日方 邦子	パラリンピアン

第5号の4議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏 名	所 属 名
大槻 洋也	至学館大学 教授

第5号の5議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏 名	所 属 名
兒玉 友	日本福祉大学 准教授